

経営情報ニュース



●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
<http://brain-works.jp/>

2018. 9. 3 (月) 発行

産前産後期間中の保険料免除



国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度が、平成31年4月から始まりです。厚生年金加入者（国民年金第2号被保険者）の産休期間中の保険料免除は、広く知られていますが、次世代育成支援のため、新たに国民年金第1号被保険者の保険料免除が始まることとなります。対象者は年間20万人になると見込まれています。今回は、その制度の概要を紹介いたします。

■制度の概要■

① 国民年金保険料の免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日（4ヵ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

② 対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方が対象となります。

③ 申請方法

出産予定日の6ヵ月前から提出可能です。（ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。）申請先は、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口となります。

■Q&A抜粋（日本年金機構HPより）■

Q1：平成31年3月に出産予定ですが、年月分の保険料が免除されますか？

A1：施行日が平成31年4月ですので、4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。

Q2：年金額を計算する時、どのように扱われますか？

A2：産前産後期間として認められた期間は、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

Q3：出産後に届出をすることはできますか？

A3：出産後でも届出をすることはできます。

Q4：免除の手続の際、必要な書類はありますか？

A4：出産前に届出をする場合は、母子健康手帳が必要です。出産後に届出をする場合は、出産日は市区町村で確認ができるため、原則不要となります。

労務管理 実務Q&A

労働時間の短い日の休業

パートタイマーの休業についてお尋ねします。当社は、食品製造業ですが、諸事情により原材料が入ってこないときがあります。そのときは、パートさんに「明日は休んでいいですよ」と伝えていますが、「あまり休みが多いと稼げない」との苦情があり、休業手当を支払うことになりました。パートさんは日によって労働時間が異なるのですが、休業手当の支払額は、どのように計算するのでしょうか。

A

ご質問の件については、次の二つの通達が出ています。

まず一つ目は、「労働基準法第26条は、使用者の責に帰すべき休業の場合においては、その休業期間中の平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければならないと規定しており、したがって一週の中のある日の所定労働時間がたまたま短く定められていても、その日の休業手当は平均賃金の100分の60に相当する額を支払わなければならない」となっています。

二つ目は、「1日の所定労働時間の一部のみ使用者の責に帰すべき事由による休業がなされた場合にも、その日について平均賃金の100分の60に相当する金額を支払わなければならないから、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が、平均賃金の100分の60に相当する金額に満たない場合は、その差額を支払わなければならない」となっています。



NEWS ダイジェスト

- 「働き方改革法」施行対応に支援体制を強化
厚労省は、2019年度に企業の労務管理などの対応にあたる専門拠点の人員を700人前後で対応し、3倍強に増やす。各地に設置されている「働き方改革推進支援センター」で社労士や中小企業診断士を常駐させ、中小企業への支援体制を強化する。
- パワハラ対策で中小企業を支援
厚労省は9月から、中小企業のパワハラ対策の支援に乗り出す。パワハラ対策は従業員1,000人以上の企業の88%が対策を行っているのに対し、99人以下では26%にとどまる。相談窓口の設置や社内規定の整備などを後押しする。